

森林組合系統運動方針

Jforest めながわ森林組合ビジョン 2030



令和4年4月
めながわ森林組合

JForest めながわ森林組合ビジョン 2030

目 次

I 全体概要

II 2030 年の夢・目指す姿

III 取組内容

IV 目標設定

I. 全体概要

1. 全国統一目標（スローガン）

～地域森林の適切な利用・保全と林業経営の更なる発展に向けて～

我々森林組合系統は、厳しい林業経営環境において、地域の森林を守り育て、組合員の経済的社会的地位の向上に取り組んできました。

令和6年度より森林環境税が広く国民から徴収される中、地域の森林整備の主たる担い手として、森林環境譲与税の活用に協力しつつ、引き続き適切な森林の利用・保全を通じて森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、SDGsの達成に貢献していきます。

その上で、先人たちが植えた人工林が成熟期を迎えた今こそ、森林組合系統を挙げて、持続可能な林業経営を通じて、以下の3つの課題に取り組むこととします。

（1）組合員サービスの向上

組合員の意向が多様化している中、協同組合として組合員に対して「何ができるか」を考え実践します。その一つとして、組合員への一層の利益還元を実現します。

（2）働く人の所得向上・就業環境改善

他産業との賃金格差や労働環境等の課題がある中、内勤職員・現場技能者について所得の向上・労働安全対策をはじめとした就業環境改善を進めます。

（3）事業拡大・効率化による経営の安定

人工林が成熟期を迎え林産事業・販売事業が拡大し、また森林環境譲与税や森林経営管理制度、森林組合法改正などの新たな仕組みが始まった中、事業拡大やICTの活用を含めた効率化を進め、安定的黒字経営を実現します。

2. 運動期間

令和12年度末まで

※ 令和7年度に5年間の取組事項の成果検証を行います。

Ⅱ．2030 年の夢・目指す姿

1．2030 年の夢

地域林業の担い手として、間伐、路網開設をさらに進めていく事により、搬出される地域材の利活用ができるよう、木材市場・森林組合系統等と連携をする事で 2030 年素材生産量 18,000 m³を目指し、森林整備を通して、森林の持つ多面的機能の向上を図り、市民生活の貢献に繋げる取り組みを行います。

また、今後迎える主伐期の本格化に対して、木を伐り、使い、新たに木を植え、育てる資源循環を推奨し、組合員の方々へ利益還元が実現できる様に体制構築します。

2．目指す姿

(1) 組合員サービスの向上

現在、組合員の方々の森林を間伐、森林作業道の開設を行い森林の維持管理を行っております。引き続き、森林整備により適切な森林管理を進めるため間伐、森林作業道の開設作業に限り、組合員の方々から作業に係る費用を頂く事の無いように考えてます。また、施業団地の集約化・作業効率化により利益還元できるように目指します。

組合の状況を組合員の方へお知らせするため組合だより、ホームページ等で情報提供を行います。

(2) 働く人の所得向上・就業環境改善

木を伐り、使い、新たに木を植え、育てるには、長期にわたる森林整備が必要であり、そのためには林業従事者の安定的な確保が不可欠です。新規就業者の確保、既に就業している方々が定着するため、他産業との賃金格差を縮小していくことや、労働災害発生率が高い産業から安全な職場環境をつくりあげるため、組織全体で就業環境改善を進め、森林組合で働いていることが憧れになるよう目指します。

(3) 事業拡大・効率化による経営の安定

木の伐採、搬出する林産事業や木材の販売事業の更なる拡大とともに、高性能林業機械の導入、ICT の活用を含めた効率化を進めます。また、意欲と能力のある事業体として、森林環境譲与税等による森林整備に対応、伐採作業の技術力を活かし支障木伐採作業等に取り組み、安定的黒字経営を目指します。

(4) その他

組合事務所等の施設老朽化を見据え、剰余金の積立を行います。また、遊休施設となっている食品加工施設についても、売却を含め引き続き検討します。

Ⅲ. 取組内容

項目 1：都道府県・市町村と連携した地域森林管理体制の確立

(1) 地域の森林管理方針（長期ビジョン）の協議

新潟県糸魚川地域振興局、糸魚川市と定期的に情報共有を図り、適正に管理される森林面積を増加するため長期ビジョンの共有や森林資源循環サイクル等協議をし、健全で活力のある森林を次代に引き継ぐことを目指します。

(2) 森林環境譲与税への対応

地域林政アドバイザーとして糸魚川市へ体制支援を図ります。また森林経営管理事業対象森林については、意欲と能力のある林業経営体として事業へ参画します。そのほか木材利用の推進や木育促進等のため、糸魚川市の普及啓発活動へ協力していきます。



(3) 森林経営管理制度の推進

林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営体として再委託が受けられるように体制づくりを進めます。また、経営が難しい森林では市町村森林経営管理事業を受注し、適正な森林管理に参画します。



項目 2：循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化

(1) 森林の適切な整備と災害対応

組合員や行政の方々と協力しながら、森林整備を推進し、森林の多面的機能が発揮されるように引き続き森林整備を行います。また、土砂災害・豪雪災害発生時は、行政と連携を図り支障木伐採など対応します。

(2) 低コスト・循環型林業の確立

低コスト・循環型林業の基盤となる林道・林業専用道整備について、新潟県糸魚川地域振興局、糸魚川市と連携を図ります。循環型林業に向けて、主伐後の再造林の推進や施業体制を構築します。



(3) 原木共同販売体制の構築と事業連携の推進

糸魚川市内、市外の製材業者への販売を進めるとともに、大口需要者へ木材の有利販売と価格交渉力の強化を図るため、県森連と連携し安定供給に取組みます。



項目 3：高度人財の確保・育成

(1) 職員の新規採用と人財育成

職員の新規採用と人財育成を重点的に取り組みます。採用活動は新潟県林業支援センター等連携しながら、職場見学やインターネット等を活用し、人財獲得につなげます。人財育成は、引き続き既存の OJT に取り組み、緑の雇用研修等も積極的に参加していきます。また、目標設定を具体化し評価することによる能力評価制度にて、生産性の向上につなげます。

(2) 森林施業プランナー・森林経営プランナーの育成

森林施業プランナーについては、事業を担当する全ての職員が共通に持つべき技術と位置づけ、積極的に育成を図ります。併せて、主伐再造林を含めた長期的な団地形成や木材の有利販売、事業体間の連携などこれからの組合経営を担う者として森林経営プランナーについても育成し、職員のモチベーション向上とともに森林組合の収益力の一層の強化につなげます。

(3) 労働災害の撲滅

働きがいのある職場づくりや定着率の向上を目指すため、労働災害の撲滅が必要です。作業に必要な装備支給品を充実させながら、熱中症対策など労働負荷の軽減、伐採作業における伐倒技術等の向上を図ります。また、危険予知活動やリスクアセスメント（事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順）を通して、労働災害防止に一層の強化をしていきます。



項目 4：協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立

(1) 組合員の参画促進・組合員ニーズへの対応

未整備地区の森林整備を進めるため、森林整備集約化協力員体制を拡充させながら、組合員と一体となった事業展開を行います。組合員との対話を通じニーズを把握し、森林組合活動の参画を促します。また、課題となっている組合員名簿の精度を向上させ、広報紙・ホームページなど地区外者も含めた情報発信を強化します。



(2) 森林組合経営の強化・健全化

森林組合法改正で盛り込まれた販売事業や法人経営等に関し実践的な能力を有する者の理事就任を進めながら、更なる組合の経営状況の把握と改善を目指し、理事・監事から積極的な関与を通して、健全経営を実現します。

(3) コンプライアンス態勢の強化

不適正事案が発生しないよう、全ての役職員が「不適正事案を撲滅する」という強い意志をもってコンプライアンス態勢を強化します。具体的には、継続的な内部研修と、外部講師による研修の実施等を進めます。

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) 宣言の実施

地域住民の森林に対する期待は、山崩れや洪水などの防止、地球温暖化防止や水資源の涵養を始め、野生動植物の生息の場や木材の生産、森林レクリエーションなど多岐に亘ります。森林環境税は広く国民から徴収され、その使途について森林組合系統も説明責任を負っていることを自覚し、地域住民はもちろんのこと、都市部の住民も含めた期待に応えていきます。「SDGs 宣言」を通して、SDGs 達成に貢献します。

- ・国土保全、水源涵養機能等の発揮に向け、間伐を推進します。
(該当する主な目標)



- ・脱炭素社会の実現に向け、バイオマス発電所・ペレット工場への未利用材の供給を通じて、地球温暖化防止対策を推進します。(該当する主な目標)



- ・安全な職場環境づくりを通して、職員のやりがい・充実感を醸成し、地域社会に貢献します。(該当する主な目標)



(2) 異業種との連携

新潟県糸魚川地域振興局、糸魚川市とともに、糸魚川木材連合会やふるさとの木の家づくり振興協議会との連携協調をもって、地域材の普及や利用促進、振興発展を図り、総合的に地域の活性化が達成されることを目指します。

森林整備事業においては、引続き建設業者等と連携して森林作業道の作設、間伐を進めます。

Ⅳ 目標設定

		現状 ① (3ヶ年平均)	令和7年度 目標	令和12年度 目標	備考
基本 情報	職員数（現場技能者除く）	7人	8人	10人	◇
	現場技能者数	15人	20人	25人	◇
数値 項目	新植面積	0ha	2ha	5ha	◆
	間伐面積	切捨	5ha	5ha	◆
		利用	75ha	105ha	◆
	主伐面積	0ha	2ha	5ha	◆
	林産事業量	主伐	535m3	1,200m3	◆
		支障木	1,712m3	1,500m3	
		間伐	7,666m3	10,300m3	◆
	販売事業量	10,110m3	13,000m3	18,000m3	◆
	林産・販売事業量のうち 連合会を通じた販売量	1,425m3	2,400m3	3,600m3	◆
	森林施業プランナー認定者数	3人	5人	7人	◇
	森林組合監査士資格取得者数	0人	0人	1人	◇
	休業4日以上死傷病発生人数	1人	0人	0人	◆
	事業利益	8,446千円	10,000千円	11,600千円	◆
	経常利益	9,127千円	9,800千円	11,700千円	◆
	当期剰余金	9,572千円	10,000千円	11,900千円	◆
取組 有無 項目	常勤理事の設置	無	有	有	◇
	若年層（60歳未満）理事の 就任	無			◇
	女性理事の就任	無			◇
	ホームページ（SNS含む）の 運用	◎	◎	◎	◇
	森林経営プランナーの設置		◎	◎	◇
	SDGs 宣言の実施		◎	◎	◇

※◆の項目は当該年度実績、◇の項目は当該年度末時点の実績を示す。例えば「森林施業プランナー認定者数」は当該年度に認定を取得した人数ではなく、当該年度末に在籍している認定プランナーの数となる。（現状について、3ヶ年平均（平成30年度～令和2年度）の数値となります）

※「休業4日以上死傷病発生人数」は全国統一でゼロを目標とする。

※取組有無項目については当該年度末において実施済の場合○とする。ただし、「常勤理事の設置」については、代表理事の場合◎、代表権の無い理事の場合○とする。また、「ホームページ（SNS含む）の運用」については、1年以内に更新している場合◎、更新されていない場合○とする。

※「SDGs 宣言の実施」及び「森林経営プランナーの設置」は令和3年度以降の取組のため令和2年度の実績はなし。